

令和3年3月15日
総務部総務課

広報基本方針（概要版）

国立国会図書館（以下「当館」という。）は、国会に属する我が国唯一の国立図書館として、国会の活動を補佐し、国民の知識・文化の基盤としての役割を担っている。

近年、情報通信技術の急速な進展等により、当館の所蔵資料・情報が様々な場面で活用される可能性が高まっており、社会の知的活動を支える当館の役割は、ますます重要になっている。

これまで当館が果たしてきた役割に加え、当館が直面する新たな諸課題への取組を適切に伝えるとともに、様々な情報ニーズに即した、丁寧な情報発信が求められている。

これらを踏まえた上で、当館の使命、事業及び活動について、国民からの理解と信頼を得るため、次のとおり広報基本方針を定めることとする。

1 一貫性のある情報発信

○館の事業・活動を、一貫性をもって情報発信する。

- 館の使命やビジョンに対する職員の理解・共有を促進
- 広報業務に係る情報共有の促進

2 伝わる広報

○情報の受け手の視点に立った伝わりやすい情報発信を行う。

- 正確さとわかりやすさのバランスを確保
- 親しみやすい表現を考慮

3 多様化する情報ニーズへの対応

○様々な広報手段を活用し、情報ニーズの多様化に十全に対応する。

- 広報手段の特性を踏まえた情報発信の促進
- オンライン環境を活用した広報
- 情報バリアフリーやユニバーサルデザインの視点を踏まえた情報アクセシビリティの確保

4 危機管理

○伝えるべき対象に必要な情報を的確に発信する。

- 適切なタイミングと手段での情報発信
- 発信内容に齟齬がないよう情報管理の徹底

5 広報倫理の遵守

○法令を遵守し、国民への説明責任を真摯に果たす姿勢を心がける。

- 著作権やプライバシーの保護などに十分留意した情報発信
- 差別的表現や受け手が不快と感じる表現などの確認
- 国民不信を招くことのない真摯な対応